

第 2 号

平成27年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成27年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,300,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,565,914千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月11日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興資金収入		千円 265,914	千円 2,300,000	千円 2,565,914
	1 諸 収 入	265,914	1,137,235	1,403,149
	2 繰 越 金		1,162,765	1,162,765
歳 入	合 計	265,914	2,300,000	2,565,914

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興資金貸付金		千円 265,914	千円 2,300,000	千円 2,565,914
	1 市町村振興資金貸付金	265,914	2,300,000	2,565,914
歳 出	合 計	265,914	2,300,000	2,565,914

第 3 号

平成27年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,159千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,392,787千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月11日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 124,330,628	千円 62,159	千円 124,392,787
	4 諸 収 入	61,660,066	62,159	61,722,225
歳 入	合 計	124,330,628	62,159	124,392,787

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 124,330,628	千円 62,159	千円 124,392,787
	1 中小企業・雇用対策事業費	124,330,628	62,159	124,392,787
歳 出	合 計	124,330,628	62,159	124,392,787

第 4 号

平成27年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,684,195千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成27年6月11日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 984,195	千円 700,000	千円 1,684,195
	3 繰越金	2,281	38,000	40,281
	5 県債		662,000	662,000
歳入合計		984,195	700,000	1,684,195

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業費		千円 984,195	千円 700,000	千円 1,684,195
	1 公用地公共用地取得事業費	968,763	700,000	1,668,763
歳 出	合 計	984,195	700,000	1,684,195

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共用地取得事業	千円 662,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 5 号

平成27年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度徳島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ273,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,142,101千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成27年6月11日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業収入		千円 868,601	千円 273,500	千円 1,142,101
	1 分担金及び負担金	231,805	43,500	275,305
	2 国庫支出金	65,000	174,000	239,000
	4 県債	148,000	56,000	204,000

歳入合計	868,601	273,500	1,142,101
------	---------	---------	-----------

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費		千円 868,601	千円 273,500	千円 1,142,101
	1 旧吉野川流域下水道事業費	868,601	273,500	1,142,101
歳出合計		868,601	273,500	1,142,101

第2表 債務負担行為

事	項	期間	限度額
旧吉野川流域下水道建設事業工事委託契約		平成28年度	294,000千円

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
旧吉野川流域下水道事業	千円 148,000	千円 204,000